

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日にA県B市に本社を置き太陽光発電システムを訪問販売する会社C（以下「会社」という。）に入社し、本社における約4週間の研修後、同月○日よりD県E市所在の会社F営業所において、事務員として勤務していた。

請求人によると、平成○年○月頃から、上司の請求人に対する態度が変化し、同年○月○日に実施されたイベントでは、請求人に概要が知らされないまま、上司と請求人の同僚だけで行われ、さらに、請求人の些細なミスも度々叱責され、同年○月○日の営業達成会ではクビを宣告され、ライターを投げつけられたとしている。

その後、請求人は、胃痛、嘔吐、めまい等の症状が現れたことから、同月○日、Gクリニックに受診し「適応障害」と診断された。

請求人は、上司からパワーハラスメントを受けたことなどにより精神障害を発病したとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却

したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の精神障害が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）の意見書によると、請求人は平成〇年〇月上旬に I C D - 1 0 診断ガイドラインの「F 4 3 . 2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したとされているところであり、当審査会としても請求人の症状経過及び医証等に照らし、専門部会の意見は妥当なものであると判断する。
- (2) ところで、精神障害に係る業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負担による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。
- (3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間において、「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。
- (4) 請求人は、本件疾病の発病の原因として、要旨、①平成〇年〇月〇日に開催されたイベントについては請求人も参加すべきところ、一切知らされないままH所長とIの2人によって行われたこと、②H所長から営業のキャンセルや値引きの原因は請求人にあるとして、叱責されたこと、③同年平成〇年〇月の営

業達成会の際に、H所長から退職宣告をされ、ライターを投げつけられたことなどであると主張するので、以下検討する。

- (5) まず、上記(4)の主張内容については、いずれもH所長との確執について言及していると認められるところであり、これらの一連の出来事は認定基準の具体的出来事のうち、「上司とのトラブルがあった」に該当すると考えられる。

この点、H所長は、①については、聴取において、要旨、「請求人はイベントの担当ではなかった。当日は、事務所を閉鎖できないことから、経験の浅いIよりも経験のある請求人の方が良いと判断し、留守番をしてもらった。」と述べている。

②については、同所長は聴取において、要旨、「請求人が補助金申請のミスについて改善せず、お客様が補助金を受けられる期間を過ぎてしまったことから、会社側が補助金分を補填したが、その際、請求人に対して、今後注意するようにと言った。」ものであると述べている。

③については、同所長は聴取において、要旨、「希望者のみの参加で営業達成会を開催した際に、請求人が『自分だけなぜ仕事の注意を受けるのか』等と言い出したことから、口論になったが、退職宣告や、ライターを投げつける言動はなかった。」と述べており、請求人の主張内容と齟齬が見られるところである。

当審査会としては、これら請求人が主張する3つの出来事について、H所長の申述も含め慎重に検討したところ、①については、H所長がイベント当日の会社の態勢を考慮し、請求人をイベントに対応させなかったことには一定の合理的な理由があると認められること、②については、請求人の執務状況に改善がみられなかったことに対して、H所長が管理者として何らかの指導を行うのは当然のことであり、その程度も業務指導の範囲内であったと推認されること、③については、事実と確認し得る証拠及び証言に乏しいことから、確定は困難であるが、Jは、飲み会の席において、請求人がH所長に対して、「それは、私はクビということですか。」との発言があったことを聞いたとしており、両者の間で何らかの言い争いがあった可能性は否定できないが、その際、所長はこれに回答していなかったとしており、退職を宣告されたとの事実は認められず、また、ライターを投げつける等の暴力行為があったことについては明確にこれを否定していることから、請求人の主張するような事実があったとは認め

られず、そもそも請求人の主張する出来事は飲み会の席でのことであることから、業務上の出来事であるとは判断できないものである。したがって、これらの出来事を総合しても、心理的負荷の総合評価は「弱」が相当と判断する。

- (6) 次に、請求人は、上記の出来事以外のほか、補助金業務に従事していたKが平成○年○月に退職したことに伴い、それ以降の約2か月間、当該業務を1人で担当することとなったことから、業務量が増加したとも主張するので、この点について検討する。

当該出来事は、認定基準の具体的出来事のうち、「複数名で担当していた業務を1人で担当するようになった」に該当すると考えられるところである。当該時期の請求人の時間外労働をそれ以前と比較すると、一時的には時間外労働時間の増加が認められ、業務量に一定の変化があったことは推認できるものの、Kが退職したのは本件疾病発病の時期より6か月前の出来事であり、継続的な長時間労働があったとも認められないことから、当該出来事の心理的負荷の総合評価は「中」が妥当と判断する。

- (7) ところで、主治医であるL医師作成の意見書によると、請求人は本件疾病の発病以前である平成○年○月に不眠等を訴え受診していることが認められるところであり、個体側要因の存在があった可能性が否定できない。

この点、専門部会も意見書において、要旨、請求人には個体側要因が認められ、出来事と症状出現までの経過、うつ病の一連の病態を総合して検討すれば、個体側要因により発病したとすることには医学上矛盾はない旨の所見を述べているところであり、当審査会としても当該所見は妥当であると判断するので付言する。

- (8) 以上を総合すると、請求人の心理的負荷の全体評価は「強」には至らず、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。